

2022.1.11発信

「新型コロナウイルス感染症」におけるルールの変更について

共愛会COVID-19対策本部 藤本宗平（理事長）

昨年11月よりアフリカ、ボツアナから南アフリカで新たな変異株が見つかり、11月26日にWHOは「オミクロン株」とした。その後数週間で、またたく間に世界中に拡散した。日本では12月22日大阪でオミクロン株による市中感染例が見つかって以来、年末にかけじわじわと増加し、2022年1月3日が過ぎた頃より、一気に各地で倍々の様に増えてきた。足がすくむ様な勢いである。2回のワクチンの効果が弱まっていて、3回目のワクチン接種（ブースター接種）が遅れている現状。開発された治療薬は誰もが服用できない現実。この状況で、芳野病院をはじめ共愛会各事業所は「オミクロン株感染防御」を一段と強化しなければなりません。職員全員の理解と協力が必要ですのでよろしくお願いいたします。

<職員に関するルール>

（“2回のワクチン接種済”もしくは“人にうつさない感染防御法を実践できる”職員を基本とする）

A 感染した時の対応

①職員が感染

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎保健所からの指示に従う

- ・PCR検査で陰性を確認していなくても、発症から10日経ち症状が軽快していれば退院できるようになっています。
- ・退院翌日より通常勤務とする。
- ・ただし感染者数の増加に伴い、自宅療養が増えています。自宅療養と決まった際には「自宅療養の手引き」を配布します。
- ・隔離解除の翌日から通常勤務とする。

②同居家族が感染

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎保健所からの指示に従う

- ・職員もすでに感染者、もしくは濃厚接触者に該当する可能性が高い。
- ・感染した家族が入院、宿泊療養施設で隔離された場合、保健所の指示で行ったPCR検査で陰性であれば、接触した日より自宅で経過観察し、6日目のPCR検査が陰性もしくは6日目と7日目の抗原検査が陰性であれば7日目より通常勤務とする。
- ・感染した家族が自宅療養となった場合も「自宅療養の手引き」を配布します。

B 濃厚接触者になった時の対応

①職員が濃厚接触者に該当

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎保健所からの指示に従う

- ・濃厚接触者に該当するかどうかは、保健所が決定。
- ・保健所の指示でPCR検査の時期、検査場所が決まる。共愛会事業所内（勤務中）で濃厚接触者に該当となった場合は、芳野病院でPCR検査を行う。
- ・検査で陰性が確認後、接触した日より自宅で経過観察し、6日目のPCR検査が陰性もしくは6日目と7日目の抗原検査が陰性であれば7日目より通常勤務とする。
- ・当院、施設内で濃厚接触者となった時は、保健所と協議を行い標準予防策が徹底され、接触者全員の陰性が確認されていれば、診療制限の必要はないとの判断で通常診療を継続できるという事例あり。
- ・医療機関で診療を行う際に適切に感染防護具を着用している場合、濃厚接触者には該当しません。

②同居家族が濃厚接触者に該当

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎保健所からの指示に従う

- ・保健所の指示で行ったPCR検査が陰性であれば、通常勤務とする。
- ・6日間は上司の指導のもと自らの健康管理と手指消毒等徹底した感染防御を行い、人に感染させないような行動をすること。

C コロナを疑う症状があった時の対応

①職員が発熱・呼吸器症状・味覚障害などの症状がある時

◎上司に報告し指示を受ける

- ・症状消失後24時間まで自宅療養。

その後抗原検査で陰性であれば通常勤務とする。

6日間は上司の指導のもと自らの健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

- ・症状が48時間以上継続する時は、PCR検査および原因の精査を行う。

その後抗原検査で陰性であれば通常勤務とする。

6日間は上司の指導のもと自らの健康管理と手指消毒等徹底した感染防御を行ない、人に感染させないような行動をすること。

②同居家族が発熱・呼吸器症状・味覚障害などの症状がある時

◎上司に報告し指示を受ける

- ・家族の症状消失後24時間まで自宅待機。

- ・その後抗原検査で陰性であれば通常勤務とする。

- ・6日間は上司の指導のもと自らの健康管理と手指消毒等徹底した感染防御を行ない、人に感染させないような行動をすること。

- ・家族の症状が継続する時は、家族に原因の精査およびPCR検査を受けるよう指導する

D 感染多発地域へ移動等の対応

①感染者多発地域へやむを得ず訪問し、3密回避等の感染を防ぐ行動が取れなかった時

◎上司に報告し指示を受ける。

- ・帰宅後、48時間自宅待機する。
- ・その後抗原検査で陰性であれば通常勤務とする。
- ・6日間は上司の指導のもと自らの健康管理と手指消毒等徹底した感染防御を行ない、人に感染させないような行動をすること。

②感染者多発地域に訪問予定がある時、または感染者多発地域からの来訪予定がある時

◎上司に報告し指示を受ける。

- ・自粛困難等の事情がある時は、詳細を聴取し記録する。
- ・来訪者には感染防御方法等を改めて職員から指導し、帰宅後上司に報告する。
- ・6日間は上司の指導のもと自らの健康管理と手指消毒等徹底した感染防御を行ない、人に感染させないような行動をすること。

③研修会、学会、役員会等への参加の時

◎上司に報告し指示を受ける。

- ・感染防御方法等を改めて指導する。
- ・自粛困難等の事情がある時は、詳細を聴取し記録する。
- ・感染防御方法等を改めて上司より指導を受け、行事終了後報告する。
- ・翌日より通常勤務とするが上司の指導のもと自らの健康管理と手指消毒等徹底した感染防御を行ない、人に感染させないような行動をすること。

E その他の対応

①休日・勤務時間外での行動

- ・リスクのある高齢者のケアに関わる仕事に従事していることを自覚し、適切な行動をとること。
*例えば地域の公共活動、スポ少活動等の参加も自粛すべき。
依頼等に断れないときや判断に困ったときには上司に相談する。

②その他

- ・質問事項等がある場合には上司に報告し指示を待つ。

<患者さま・入所ご利用者に関するルール>

●外出は原則禁止とする。

●抗原検査あるいはPCR検査を行う。

入院時、入所時は被検査者の同意を得て、抗原検査あるいはPCR検査を行う。検査を行うかどうか判断できないときは対策本部長（理事長）に相談する。

●面会禁止とする。

面会は、予約制のオンライン面会のみ許可する。面会者は感染を疑わせることがない方で、手指消毒及びマスク着用とする。病院1階外来、虹玄関ホールで行なう。例外として、患者・利用者の急変時、ターミナル期、看取り等で主治医の判断で許可することがある。

<通所リハビリ・デイサービスご利用者に関するルール>

A 感染した時の対応

①ご利用者が感染

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎ご利用を中止し、保健所の指示に従う

- ・7～10日間にさかのぼり感染者の病状等を調査する。
- ・同時に利用場所での接触者リスト作成と、かかりつけ医、ケアマネジャーに連絡し、経緯等を調べて関係する事業所等と感染リスクの共有を図る。
- ・患者の状態、療養場所等の詳細を調べること。
- ・自宅療養の場合、代替サービスを担当ケアマネジャーと計画し実施する。
- ・退院あるいは隔離後はすみやかにサービス利用を再開する。

②ご利用者家族が感染

◎上司に報告し指示を受ける

◎ご利用を中止し、保健所の指示に従う。

- ・利用者が濃厚接触者に該当し、PCR検査で陰性を確認後、自宅で7～14日間の経過観察とする。
- ・感染者である家族が自宅療養となれば、解除までの期間は利用者本人の在宅支援の代替サービスを担当ケアマネジャーと計画し実施する。

B 濃厚接触者になった時の対応

①ご利用者が濃厚接触者に該当

- ◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告
- ◎利用を中止し、保健所の指示に従う。
 - ・PCR検査で陰性を確認後、自宅で7～14日間の経過観察とする。

②ご利用者家族が濃厚接触者に該当

- ◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告
- ◎利用を中止し、保健所の指示に従う。
 - ・PCR検査で陰性を確認後、利用を再開。

C コロナを疑う症状があった時の対応

①ご利用者本人が発熱・呼吸器症状・味覚障害などの症状がある時

- ◎上司に報告し指示を受ける。
 - ・かかりつけ医に連絡
 - ・発熱等の原因をチェックし症状消失後48時間まで自宅療養。
 - ・その後抗原あるいはPCR検査で陰性であれば、サービス再開とする。
 - ・14日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。
 - ・症状が継続する時は、原因の精査およびPCR検査を行う。

②ご利用者家族が発熱・呼吸器症状・味覚障害などの症状がある時

- ◎上司に報告し指示を受ける。
 - ・家族の症状消失後48時間まで自宅療養。その後サービス再開とする。
 - ・10日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。
 - ・家族の症状が継続する時は、家族に原因の精査およびPCR検査を受けるよう指導する。

D 感染多発地域へ移動等の対応

①ご利用者家族が感染者多発地域に訪問予定がある時、または感染者多発地域からの来訪予定がある時

- ◎上司に報告し指示を受ける。
 - ・自粛困難等の事情がある時は、詳細を聴取し記録、感染防御方法等を指導する。
 - ・帰宅後報告を受ける。
 - ・サービス継続とするが、10日間は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。
 - ・場合により2日間以上の自宅療養を指示する。